

3. 博物館学芸員(以下、学芸員という)について

(1) 担当教員からの概要説明

一般に、「博物館」あるいは「学芸員」という言葉は多様な意味をもって用いられますが、これらの定義については、1951年12月に制定された「博物館法」および1955年10月施行の「博物館法施行規則」によって規定されています。

博物館法^{※1}（第1条、第2条）によれば、博物館とは「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法による図書館を除く）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人を除く）が設置するもので、第2章の規定による登録を受けたもの」と規定され、同法（第29条）では「博物館に相当する施設」についても定められています。

また、「学芸員」に関しては、同法（第4条）に規定されており、博物館の専門的職員として、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」ことになっています。つまり、学芸員とは「博物館」における全般的な専門業務に従事する職業です。

日本の博物館数は、2011年10月現在^{※2}、5,752館であり、そのうち登録博物館及び博物館相当施設は1,261館、博物館類似施設は4,491館となっています。

(2) 進路・就職活動への活用

学芸員としての就職は、全国の博物館や美術館などのほかにも、公務員の文化財保護に携わる専門職員や文書館の専門職員の採用に際して、本資格を応募条件として設定される傾向にあります。あるいは私立博物館を有する企業であれば、将来の就業の可能性も含めて、学芸員の資格は最大限に活かされます。

学芸員課程で学ぶことは、専門職としての採用ばかりでなく、製造・流通・サービスなど、業種・業態を問わず、広報広聴、商品開発、販売促進、広告宣伝といった仕事の場面で、その知識や技能を活かすことが可能です。特に、出版・編集・印刷・メディアのほか服飾・アパレル等の分野では、その学びを応用することが可能です。

また、博物館での学びを応用した企業研究や地域調査は、就職活動や卒論の備えとして効を奏するでしょうから、学芸員課程での学びは決して無駄にはならないと思われます。専門的な関連技能や感性を磨き、美術修復員、伝統工芸家、イラスト・アニメーション・CG・映像分野でのクリエイターのほか、地域の活性化に貢献するNPOや財団法人でまちづくりの担い手として活躍する修了生も少なくありません。

さらなる研鑽には、文化史・考古学・美術史・民俗学をはじめ、当該の専門分野の研究に加えて、関連コレクションの取扱いなど、卓越した技能が求められます。そこで、大学院や専門学校への進学、インターンシップ等による就業体験も射程におくべきかと思われます。毎年、学芸員職に就く修了生が輩出されますが、指導教員や専門分野の諸先生の助言を参考にしながら、学習計画を設定して勉学に励み、主体的に進路・キャリアを開拓されることを期待します。

※1 電子政府利用支援センター「博物館法」<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO285.html>

※2 文部科学省「平成23年度社会教育調査（中間報告）」2012年10月
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/k_detail/1326752.htm

(3) 資格取得について

この資格を得るには、法令（第5条）に「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」とあります。したがって、希望者は、下記（5）に記載されている科目の単位を修得しなければなりません。

(4) 資格取得手続方法

前記（3）の要件を満たした者で、希望する者には法政大学が、博物館学芸員資格単位修得証明書を交付します。交付申請方法は、他の証明書（卒業証明書等）と同じです。

(5) 課程表

2012年度より、博物館法施行規則の一部改正に伴い、課程表及び科目が変更になりました。入
学年度等によって適用になる課程表が異なります。以下の「(5)－1 新課程表適用者」または
「(5)－2 旧課程表適用者」のどちらに該当するかを必ず確認してください。そして、該当す
る課程表に従って履修してください。

(5)－1 新課程表適用者

以下①～⑤のいずれかの該当者。

- ① 2012年度以降入学生（学部生・院生）
- ② 2012年度以降編入学生・学士入学生
- ③ 2011年度以前入学の大学院生のうち、学芸員資格の未修得科目者
- ④ 学芸員資格の未修得科目がある科目等履修生
- ⑤ 2012年度以降復学・復籍者

【新課程表】

法令上の科目名（新）	授業科目名（新）	単位	履修 （※1）	読み替え（授業科目名（旧）） 2011年度末までに以下の旧科目を 修得済みの場合、同一の行「授業科 目名（新）」に記載の新科目を修得 済みと読み替える（みなす）。その 場合、当該新科目の修得は不要。	法令上の科目名（旧）
生涯学習概論	生涯学習入門Ⅰ（注3）	2	必修	生涯学習入門Ⅰ	生涯学習概論
	生涯学習入門Ⅱ（注3）	2	必修	生涯学習入門Ⅱ	
博物館概論	博物館概論（注4）	2	必修	博物館学Ⅰ	博物館概論
博物館経営論	博物館経営論（注4）	2	必修	博物館学Ⅱ（※1）（注1）	博物館経営論、 博物館情報論
博物館資料論	博物館資料論（注4）	2	必修	博物館学Ⅲ（注2）	博物館資料論
博物館資料保存論	博物館資料保存論（注4）	2	必修	読み替え科目なし	—————
博物館展示論	博物館展示論（注4）	2	必修	読み替え科目なし	—————
博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論 （注4）	2	必修	①博物館学Ⅱ（※1）（注1）、 ②視聴覚教育（マルチメディア教育 論）、の2科目修得	①博物館経営論、博物 館情報論、②視聴覚教 育メディア論
博物館教育論	博物館教育論（注4）	2	必修	読み替え科目なし	—————
博物館実習	博物館実習Ⅰ	2	必修	博物館実習Ⅰ	博物館実習
	博物館実習Ⅱ	2	必修	博物館実習Ⅱ	
	博物館実習Ⅲ（※2）	2	必修	博物館実習Ⅲ	
その他の関連科目	文化史1	2	選択必修 （4単位 以上。分 野は問わ ない）	文化史1	その他の関連科目
	文化史2	2		文化史2	
	美術史（日本）A	2		美術史（日本）A	
	美術史（日本）B	2		美術史（日本）B	
	美術史（西洋）A	2		美術史（西洋）A	
	美術史（西洋）B	2		美術史（西洋）B	
	考古学概論	2		考古学概論	
	日本考古学	2		日本考古学	
	民俗学Ⅰ	2		民俗学Ⅰ	
民俗学Ⅱ	2	民俗学Ⅱ			

- (※1) 旧科目「博物館学Ⅱ」は同一の科目のため、一度修得すれば、双方のみなしに使用できます。
- (※2) 「博物館実習Ⅲ」は、実習前年度までに、「博物館概論」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館情報・メディア論」「博物館教育論」「博物館実習Ⅰ」「博物館実習Ⅱ」の9科目を全て修得した方のみ受講可能です。また、実習前年度の「第1回博物館実習Ⅲ（受講準備）ガイダンス」（実習前年度の12月に予定）の出席も必須です。ガイダンスの詳細は、教職・資格担当の掲示板等で案内します。掲示板を必ず確認してください。

【キャリアデザイン学部生へ】

- (注1) 2007～2011年度入学生は、この資格科目「博物館学Ⅱ」はCD学部専門科目「ミュージアム経営・情報論」です。
- (注2) 2003～2006年度入学生は、この資格科目「博物館学Ⅲ」はCD学部専門科目「博物館学Ⅱ」です。
- (注3) 2012年度以降入学生は名称が異なります。「発達・教育キャリア入門C（生涯学習入門Ⅰ）」、「発達・教育キャリア入門D（生涯学習入門Ⅱ）」を履修してください。
- (注4) CD学部の専門科目では名称が異なります。「博物館」を「ミュージアム」に置き換えた名称の科目を履修してください。

(5) - 2 旧課程表適用の方

以下①及び②のいずれかに該当する方。ただし、在学中に学芸員科目をすべて修得し、法政大学(学部)を卒業することが条件です。学芸員科目を取り残した状態で法政大学(学部)を卒業・離籍した場合、「(5) - 1 新課程表」が適用となり、修得すべき科目が増えます。

- ① 2011年度以前入学の学部生
- ② 2011年度以前入学生で、2012年度以降の転部・転科・転籍生

【旧課程表】

2011年度末で旧科目を廃止しました。2012年度以降、未修得の旧科目がある場合、以下の「授業科目名(新)」記載の新科目の修得により、同一の行「授業科目名(旧)」に記載の旧科目を修得済みと読み替えます(みなす)。したがって、2012年度以降は、読み替え先の新科目を修得してください。

法令上の科目名(旧)	授業科目名(旧)	単位	履修	読み替え(授業科目名(新))	法令上の科目名(新)
生涯学習概論	生涯学習入門Ⅰ	2	必修	生涯学習入門Ⅰ	生涯学習概論
	生涯学習入門Ⅱ	2	必修	生涯学習入門Ⅱ	
博物館概論	博物館学Ⅰ	2	必修	博物館概論(注3)	博物館概論
博物館経営論 博物館情報論	博物館学Ⅱ(注1)	2	必修	①博物館経営論, ②博物館情報・メディア論(※1), の2科目修得(注3)	①博物館経営論 ②博物館情報・メディア論
博物館資料論	博物館学Ⅲ(注2)	2	必修	博物館資料論(注3)	博物館資料論
視聴覚教育メディア論	視聴覚教育(マルチメディア教育論)	4	必修	博物館情報・メディア論(※1)(注3)	博物館情報・メディア論
教育学概論	教育原理(※2)	2	必修	博物館教育論(注3)	博物館教育論
	教育の制度・経営(※2)	2	必修		
博物館実習	博物館実習Ⅰ	2	必修	博物館実習Ⅰ	博物館実習
	博物館実習Ⅱ	2	必修	博物館実習Ⅱ	
	博物館実習Ⅲ(※3)	2	必修	博物館実習Ⅲ	
その他の関連科目	【文化史】文化史1	2	選択必修 (8単位以上。 かつ、文化史、 美術史、考 古学、民俗学の 4分野のうち2 分野以上を修 得)	【文化史】文化史1	その他の関連科目
	【文化史】文化史2	2		【文化史】文化史2	
	【美術史】美術史(日本)A	2		【美術史】美術史(日本)A	
	【美術史】美術史(日本)B	2		【美術史】美術史(日本)B	
	【美術史】美術史(西洋)A	2		【美術史】美術史(西洋)A	
	【美術史】美術史(西洋)B	2		【美術史】美術史(西洋)B	
	【考古学】考古学概論	2		【考古学】考古学概論	
	【考古学】日本考古学	2		【考古学】日本考古学	
	【民俗学】民俗学Ⅰ	2		【民俗学】民俗学Ⅰ	
【民俗学】民俗学Ⅱ	2	【民俗学】民俗学Ⅱ			

(※1) 新科目「博物館情報・メディア論」は同一の科目のため、一度修得すれば、双方のみなしに使用できます。

(※2) 2011年度末までに旧科目「教育原理」及び「教育の制度・経営」の2科目を未修得の場合は、新科目「博物館教育論」を修得してください。

(※3) 「博物館実習Ⅲ」は、実習前年度までに、「博物館学Ⅰ」（または博物館概論）「博物館学Ⅱ」（または博物館経営論及び博物館情報・メディア論の2科目）「博物館学Ⅲ」（または博物館資料論）「博物館実習Ⅰ」「博物館実習Ⅱ」を全て修得した場合のみ受講可能です。また、実習前年度の「第1回博物館実習Ⅲ（受講準備）ガイダンス」（実習前年度の12月に予定）の出席も必須です。ガイダンスの詳細は、教職・資格担当の掲示板等で案内します。掲示板を必ず確認してください。

【キャリアデザイン学部生へ】

(注1) 2007～2011年度入学生は、「博物館学Ⅱ」はCD学部専門科目「ミュージアム経営・情報論」です。

(注2) 2003～2006年度入学生は、「博物館学Ⅲ」はCD学部専門科目「博物館学Ⅱ」です。

(注3) CD学部の専門科目では名称が異なります。「博物館」を「ミュージアム」に置き換えた名称の科目を履修してください。

【注意事項】

- 1996年度以前に修得した「博物館学」は使用できません。
- 2002年度以前に「博物館学Ⅰ」（4単位）を修得済みの場合は、「博物館学Ⅰ」と「博物館学Ⅲ」を修得済みとみなします。
- 2005年度以前に「教育原理」（4単位）を修得済みの場合は、「教育原理」（2単位）と「教育の制度・経営」を修得済みとみなします。
- 2006年度以前に「教育原理Ⅱ」を修得済み、および2007年度に「教育原理Ⅱ（教育の制度・経営）」を修得済みの場合は、「教育の制度・経営」を修得済みとみなします。
- 2007年度以前に「教育原理Ⅰ」を修得済みの場合は、「教育原理」（2単位）を修得済みとみなします。
- 2005年度以前に修得した「日本考古学」（4単位）、「東洋史特講（3）」（4単位）は、考古学分野として使用できます。